平成２９年（フ）第１１８６号
横浜市南区中里３丁目２番11号　エグゼ90201
債務者　森本　義典
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２２４号
横浜市緑区東本郷６丁目３番10―1017号
債務者　高谷　豊子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３６０号
東京都八王子市左入町684番地２八王子ドゥーム220号
債務者　宮里　政吉
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７７号
沖縄県中頭郡読谷村字高志保360番地
債務者　知花　愛香（旧姓藤村・比嘉）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１１６２号
横浜市神奈川区三ツ沢中町23番14号　メゾンセレステⅡ　101号
債務者　大塩　正則
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８７号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目２番地12　フローラＫＩＫＵ　Ｂ棟305号
債務者　寺戸　理実
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１８８号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目２番地12　フローラＫＩＫＵ　Ｂ棟305号
債務者　寺戸　真理
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０９２号
横浜市緑区中山町663番地　サンハイツ202号
債務者　丹野　由香（旧姓阿部・江川）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第８６号
茨城県神栖市奥野谷8050番地　サンライズＹＡＭＡＴＯ　Ａ101
破産者　白鳥　清夏（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第５号
茨城県鹿嶋市神野３丁目２番14号（大川住宅４）
破産者　金丸　　亨
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１５４３号
埼玉県川口市芝５丁目１番８号　グレースマンション芝503
破産者　中平　順一
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６８４号
さいたま市大宮区浅間町２丁目237番地シェーンレーベＡＳＡＭＡ105号
破産者　笠原けい子
1　決定年月日　平成29年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３４２号
北海道石狩市花川南５条３丁目25番地
破産者　髙橋　真也
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７８０号
仙台市若林区中倉２丁目19番10―406号、従前の住所仙台市若林区中倉１丁目15―１―206
破産者　下藤　奈々（旧姓廣田・浦川）
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
秋田県能代市二ツ井町字三千苅60番地８
破産者　小山　　功
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第６５０号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷142番地71
破産者　加藤　千児
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５７１号
埼玉県所沢市若狭４丁目2518番地の22
破産者　市江　正浩
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部